

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	東京スイーツ&カフェ専門学校
設置者名	学校法人 三幸学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
衛生専門課程	2025年度入学パティシエ・カフェ科	昼	7	7	
衛生専門課程	2026年度入学パティシエ・カフェ科	昼	7	7	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.sanko.ac.jp/disclosure/tokyo-sweets/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	東京スイーツ&カフェ専門学校
設置者名	学校法人 三幸学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/yakuinmeibo.pdf>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	弁護士	R7.6.16～ R7.6.16 から 4年以内に終 了する会計 年度のうち 最終のもの に関する定 時評議員会 の終結の時 まで	法務
非常勤	弁護士	R7.6.16～ R7.6.16 から 4年以内に終 了する会計 年度のうち 最終のもの に関する定 時評議員会 の終結の時 まで	法務
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東京スイーツ&カフェ専門学校
設置者名	学校法人 三幸学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>法人統一の「シラバス作成ガイドライン」にのっとり作成する。作成にあたっては生徒より取得する授業評価アンケートをもとに毎年度改善を図り、2月を目途に実施される教員会議において連携科目間の調整を行っている。</p> <p>原則として法人統一の様式を使用し、客観的に分かりやすい「授業計画」「到達目標」「成績評価基準」を作成・公表している。</p> <p>公表はインターネットによる他、授業内で当該生徒へ説明する。また、習熟度等に依りて授業計画が変更される場合は、都度説明を行うものとする。(公表の時期は毎年度4月を目途とする)</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.sanko.ac.jp/disclosure/tokyo-sweets/
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>教務規程に基づき、各学生の学習成果(試験、レポートの他、平素の履修状況等)を総合的に勘案し評価を行うものとする。</p> <p>科目ごとにシラバスにあらかじめ定められた評価基準に基づき100点法で素点を出し、それを20で割り四捨五入した5点法に換算する。</p> <p>なお、出席がシラバスに定められた規定時間数に達しないものについては不良科目とみなし、成績評価は1とする。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 全履修科目の評定(5点法で示されたもの)の和を科目数で除したものを「評定平均」とし、年に2回(期末ごとに)一覧管理を行うことで、成績の分布状況を把握する。</p>	
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>https://www.sanko.ac.jp/disclosure/tokyo-sweets/docs/a37652e0d7e95badb2f94015be92e6ee047d0865.pdf</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 本校に修業年限以上在籍し、所定の単位を修得し校長に卒業を認められた者に卒業の認定を行う。卒業に必要な単位数は科目配当表に示す通りとする。 なお、卒業を認める者については課程において設定した目指すべき人材像を満たすことを求める。</p>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>https://www.sanko.ac.jp/disclosure/tokyo-sweets/docs/a37652e0d7e95badb2f94015be92e6ee047d0865.pdf</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	東京スイーツ&カフェ専門学校
設置者名	学校法人 三幸学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/9.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/9.pdf
財産目録	https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/9.pdf
事業報告書	https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/9.pdf
監事による監査報告（書）	https://www.sanko.ac.jp/pdf/share/disclosure/9.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
衛生	衛生専門課程	パティシエ・カフェ科 (単位制) (2025年度入学生)	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	62 単位	23 単位	17 単位	4 単位		68 単位
			112単位				
分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
衛生	衛生専門課程	パティシエ・カフェ科 (単位制) (2026年度入学生)	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	62 単位	11 単位	30 単位	4 単位		71 単位
			116単位				
学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
320人	287人	24人	12人	16人	28人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画については、法人統一の「シラバス作成ガイドライン」にのっとり作成する。 作成にあたっては生徒より取得する授業評価アンケートをもとに毎年度改善を図り、 2月を目途に実施される教員会議において連携科目間の調整を行っている。
成績評価の基準・方法

<p>(概要)</p> <p>教務規程に基づき、各学生の学習成果（試験、レポートの他、平素の履修状況等）を総合的に勘案し評価を行うものとする。</p> <p>科目ごとにシラバスにあらかじめ定められた評価基準に基づき 100 点法で素点を出し、それを 20 で割り四捨五入した 5 点法に換算する。</p> <p>なお、出席がシラバスに定められた規定時間数に達しないものについては不良科目とみなし、成績評価は 1 とする。</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p>
<p>(概要)</p> <p>本校に修業年限以上在籍し、所定の単位を修得し校長に卒業を認められた者に卒業の認定を行う。卒業に必要な単位数は科目配当表に示す通りとする。</p> <p><目指すべき人材像></p> <p>教育理念である「技能と心の調和」を体現できる人 【技能】・汎用的な基礎技術、食の総合的な知識を有し、飲食業界全般で活躍できる人材 【心】・おもてなしの心で、お客様の喜びを自分の喜びとして考えられる人材</p>
<p>学修支援等</p>
<p>(概要)</p> <p>クラス担任制をとり、本人および保護者との電話連絡ならびに三者面談を実施し、常に状況の確認を行う。また担任のみならず、カウンセリングルームの紹介など、学校にかかわる全教職員でのサポート体制を敷いている。</p>

<p>卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）</p>			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
90 人 (100%)	0 人 (0%)	71 人 (78.9%)	19 人 (21.1%)
<p>(主な就職、業界等)</p> <p>パティスリー・カフェ・レストラン・ホテル・ブライダル・ブーランジェ・飲食業界</p>			
<p>(就職指導内容)</p> <p>自己 PR, 志望動機指導、履歴書指導、面接練習、個別面談、相談会実施、学内企業説明会、施設実習</p>			
<p>(主な学修成果（資格・検定等）)</p> <p>特になし</p>			
<p>(備考) (任意記載事項)</p>			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
250人	24人	9.6%
(中途退学の主な理由) 目標喪失、学業不振、人間関係、経済的理由、学校生活不適應、生活環境		
(中退防止・中退者支援のための取組) 面談、姉妹校連携、委員会活動の実施 等		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
パティ シエ・カ フェ科	100,000 円	710,000 円	¥641,976 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.sanko.ac.jp/disclosure/tokyo-sweets/
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者として、関連分野の業界関係者、卒業生、ならびに地域に根差した関連企業等の中から3名を選出し、学校関係者評価委員会を設置する。 委員の選出区分は、企業関係者、卒業生、保護者等とし、当該学校の教職員は委員となることができないものとする。 同委員会においては、教育目標および教育活動について評価を行うものとし、主な評価項目は、教育課程、進路指導、学生支援、教育環境等とする。 評価に当たっては、「専修学校における学校評価のガイドライン」に定める評価項目を用いて実施した自己点検・自己評価の結果を基に行うことを基本方針とする。 また、評価結果は学校のホームページで公表するとともに、委員会で得られた意見については速やかに集約し、各業務担当者へフィードバックする。 さらに、評価結果を踏まえた改善方策については、実施時期および責任者を明確にした上で計画的に実行し、学校運営の改善に活用するものとする。

第三者評価の委員		
所属	任期	種別
関係企業 代表	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	企業
通信制高等学校 教頭	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	学識経験者
業界関係者	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	卒業生
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.sanko.ac.jp/disclosure/tokyo-sweets/		
(備考)		
第三者評価未実施 (実施準備中)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.sanko.ac.jp/tokyo-sweets/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H113310500121
学校名 (〇〇大学 等)	東京スイーツ&カフェ専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 三幸学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生 (内数) ※家計急変による者を除く。		53人 (33) 人	45人 (28) 人	55人 (35) 人
内訳	第Ⅰ区分	23人	16人	
	(うち多子世帯)	(12人)	(- 人)	
	第Ⅱ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(- 人)	(- 人)	
	第Ⅲ区分	- 人	- 人	
	(うち多子世帯)	(- 人)	(- 人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	- 人	- 人	
	区分外 (多子世帯)	- 人	11人	
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 (0) 人
合計 (年間)				55人 (35) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	0人	- 人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	- 人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	- 人	- 人
計	人	- 人	- 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	- 人
3月以上の停学	0人
年間計	- 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	- 人
訓告	- 人
年間計	- 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	- 人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	- 人	- 人
計	人	- 人	- 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。